

議会運営委員会 会議録

日 時 令和元年8月23日（金曜日）

午前9時30分開会，午後0時06分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和元年第4回定例会の日程（案）について

（2）令和元年第3回定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

③ 請願・陳情について

④ 各種委員会委員の選出について

⑤ 決算特別委員会の設置及び委員長の選出について

（3）東海第二原発の再稼動に反対し廃炉を求める要請

（4）土浦市議会基本条例第15条第3項の運用について

（5）一般質問関係

① 一問一答方式の持ち時間の再検討に関する要望書について

② 論点を明確にするための質問通告書様式の検討について

（6）令和元年度第1回議会報告会の実施について

（7）広報広聴委員会委員の増員の検討について

（8）ICT化（ペーパーレス）の検討について

（9）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	海老原	一郎
副委員長	吉田	千鶴子
委員	吉田	博史
委員	小坂	博
委員	鈴木	一彦
委員	塚原	圭二
委員	勝田	達也

欠席委員（なし）

その他出席した者

議長	篠塚	昌毅
副議長	平石	勝司

説明のため出席した者

副市長	五頭	英明
市長公室長	船沢	一郎
財政課長	佐藤	亨

事務局職員出席者

局長	塚本	哲生
次長	川上	勇二
係長	小野	聡
主査	村瀬	潤一
主査	寺嶋	克己

傍聴者（なし）

○海老原委員長 おはようございます。議会運営委員会を開会いたします。傍聴は無い
ですよね。今日はですね、議長が体調不良により遅れるということです。副議長から
挨拶をお願いします。

○平石副議長 おはようございます。今日は、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○海老原委員長 それではですね、早速協議事項に入ります。協議事項（１）令和元年
第４回月定例会の日程（案）について、協議をお願いいたします。執行部の方から
説明をお願いいたします。

○五頭副市長 おはようございます。本年第４回定例会の日程でございますが、資料の
No. 1 をご覧いただきたいと思います。１２月の３日火曜日開会、１２月の１７日の
火曜日閉会、会期が１５日間をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明について、何か、ご意見ご質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○海老原委員長 それではですね、第４回定例会の日程につきましては、執行部の説明
の通りといたします。次に令和元年第３回、９月定例会の運営についての協議をお
願いいたします。まずは執行部から日程案について説明をお願いいたします。

○五頭副市長 本年第３回９月定例会の日程でございます。資料No. 2 をお願いいたしま
す。９月の３日火曜日開会、９月の２５日水曜日閉会、会期は２３日間ございま
す。これは会期中に決算特別委員会を開催することになったためでございます。そ
れから９月２３日が秋分の日ですので、１日後ろに繰り下がりまして９月２５日が
閉会になります。なお全員協議会のお願いでございますが、９月３日、初日、９時
１５分から全員協議会の開催をお願いしたいと考えています。案件は、平成３０年
度の決算の認定、決算に基づく健全化判断比率、新治地方広域事務組合からの脱退、
老人デイサービスセンターつわぶきの廃止、都市開発株式会社の決算状況、市民会
館のネーミングライツ募集等です。それから９月の１１日、一般質問の３日目、９
時４５分から全員協議会の開催をお願いしたいと考えています。案件でございま
すが、最終日に提案予定の人事案件が１件ございますが、教育長の任命の同意につ
いてでございます。現在のところ９月２５日の最終日については、全員協議会の開催
をお願いする予定はございませんけれども、今後、開催をお願いする案件が生じま
した時には、よろしくお願いいたします。以上です。

○海老原委員長 はい。ただ今の件につきまして、何か、ご意見ご質問等、ございま
すか。

○吉田（博）委員 市民会館、すでに予約をしたいという人が来ているらしい。竣工式
的なものは予定しているのか。

○五頭副市長 オープニングはやろうと考えております。

○吉田（博）委員 一般からの予約を受け付けるのは、そのあたりからだろうな。

○五頭副市長 市民会館は６ヶ月前からの予約になります。

○塚原委員 柿落としをやらせてくれと、私のところに来ているんですが。

○五頭副市長 オープン初日には一般の方は入れません。セレモニーと市内の子ども達

に何かをやってもらいたいと考えています。

○海老原委員長 その他、ございますか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 それではですね、第3回定例会の日程につきましては、執行部説明の通りといたします。次に、執行部から上程される議案等の説明をお願いいたします。まずは報告について説明をお願いします。

○船沢市長公室長 おはようございます。資料No.3, こちらの資料の方で説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。それでは1枚おめくりいただきまして、提出議案の一覧、全体の概要を説明させていただきます。1ページからでございます。報告案件でございます。専決処分が7件ございます。それから法人の経営状況が4件、健全化判断比率等が2件ございます。続きまして議案でございます。条例につきまして8件、それから補正予算につきまして3件、契約財産の取得が2件、市道の認定等が1件、その他の単独議案が1件、それから人事案件が1件、認定、決算に係わるものが2件でございます。それでは、報告から順次説明させていただきます。3ページからでございます。報告第22号介護保険特別会計の補正予算につきましては、備考にありますように市県民税の減額更正の増による還付金の不足に伴う補正でございます。補正額につきましては176万9千円、7月29日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。続きまして報告第23号、第24号、これは同一の案件でして、公用車にかかる物損事故でございます。報告第25号につきましては、側溝の崩れによる物損事故、報告第26号、報告第27号、これも同一の案件になります。保育所での物損事故でございます。それから報告第28号につきましては、グレーチングの跳ね上がりによる物損事故、以上、それぞれの和解につきまして、専決処分をさせていただき報告をさせていただくものでございます。6ページをお願いいたします。報告第29号から第32号につきましては、市が過半数を出資しております土地開発公社他3法人の平成30年度の経営状況について、ご報告を申し上げるものでございます。7ページをお願いいたします。報告第33号につきましては、決算に基づく健全化判断比率、第34号につきましては、決算に基づく資金不足比率の報告でございます。説明については以上でございます。

○海老原委員長 はい。ただ今の件につきまして、何かございますか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは次に、条例について説明をお願いいたします。

○船沢市長公室長 それでは8ページをお願いします。条例8件につきまして順次ご説明申し上げます。まず議案の第85号土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正につきましては、国の方で成年被後見人の人権を尊重いたしまして、権利の制限があるものの見直しを行ったことから地方公務員法の一部も改正されまして、改正の主なものですが、二つ目にありますのが市の職員、四つ目が消防団員でございます。こちらにおきまして成年被後見人等を欠格条項から削除す

るとともに、号ズレを含む所要の改正を行い、法施行に合わせまして、12月14日から施行するものでございます。議案第86号土浦市税条例等の一部改正につきましては、法改正に伴う改正でございまして、市民税関係につきましては、未婚の一人親の単身児童扶養者を追加するものでございます。それから法人市民税の電子申告が義務付けされている大法人における除外規定を追加するものでございます。続きまして軽自動車関係でございます。環境性能割やグリーン化特例に関する追加でございます。施行はそれぞれ記載の通りでございます。続きまして議案第87号土浦市手数料条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴いまして、条例で定めている手数料につきましても同様の改正を行うものでございます。施行は10月1日からでございます。議案第88号土浦市印鑑条例の一部改正につきましては、自治省通知の改正に伴う改正でございまして、住民票に旧氏を併記できるようになることから印鑑登録でも同様に旧姓記載が可能となるよう条例に改正を行うものでございます。施行令の改正に合わせまして11月5日から施行するものでございます。続きまして議案第89号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、法の改正に伴う改正でございまして、幼児教育・保育に関する規定の整備や関連施設に係る基準の一部を緩和するもので、10月1日から施行するものでございます。続きまして11ページをお願い申し上げます。議案第90号土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正につきましては、法の改正に伴う改正でございまして、公布の日から施行するものでございます。議案第91号土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正につきましては、法改正に伴う市立幼稚園の幼児教育に関する改正でございまして、10月1日から施行するものでございます。続きまして議案第92号土浦市立土浦市民会館条例の一部改正につきましては、大規模改造に伴う改正でございまして、利用料金の改正と減免基準を規定するものでございまして、市規則で定める日から施行するものでございます。条例の説明につきましては以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして何かございますか。

（「なし」との声あり）

○海老原委員長 はい。それではですね、続きまして、補正予算から認定まで一括して説明願います。

○船沢市長公室長 ご説明をさせていただきます。議案第93号から95号につきましては補正予算でございます。お手元の予算総括表をご覧ください。一般会計、介護保険特別会計、それから下水道事業特別会計を合わせまして、6億6,550万2,000円を追加するものでございます。13ページをお願いいたします。一般会計歳入歳出決算でございまして、表の網かけ中ほどの補正額でございます。歳入歳出ともに4億4,901万3,000円を増額いたしまして、予算額を536億2,634万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては備考欄の通りでございます。介護保険特別会計につきましては、毎年9月に行なう決算に伴う精算でございます。下水道事

業特別会計につきましては、補助金の増額補正でございます。15ページをお願いいたします。議案第96号につきましては、東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事の請負契約の締結について。議案第97号につきましては、土浦市立学校給食センターの自動手洗い器の購入でございます、いずれの契約の締結につきましても議会の議決をお願いするものでございます。16ページをお願い申し上げます。議案第98号市道の路線の認定につきましては、民間の開発行為による新設道路の帰属3路線でございます。18ページをお願い申し上げます。議案第99号公の施設の区域外設置に関する協議につきましては、表がありますが、荒川沖と阿見町の行政界で、セットバックの部分が荒川沖地内となることから、阿見町から公の施設の区域外設置に関する協議について申し出ございまして、議案を提出するものでございます。19ページをお願いいたします。決算が2件ございます。認定第1号平成30年度土浦市歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成30年度土浦市水道事業会計決算の認定でございます。20ページをお願いいたします。議案第100号土浦市教育委員会教育長の任命の同意につきましては、最終日に提案を予定してございます。説明につきましては以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして何かございますか。

(「なし」との声あり)

○海老原委員長 はい。以上で上程する議案の説明は終わりました。その他、執行部の方から何かございますか。

○五頭副市長 ありません。

○海老原委員長 それでは執行部の皆さんは退席していただいて結構です。

(執行部退席)

○海老原委員長 それでは請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 資料のNo.4をお願いいたします。提出期限まで、あと一週間ありますが、今日までに提出されましたのが、新規の請願及び陳情が1件ずつの計2件でございます。まず、受理番号9米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情で、沖縄県宜野湾市の宜野湾市民の安全な生活を守る会会長平安座唯雄氏からの郵送による陳情書でございます。市外からの郵送による提出でございますので、申し合わせ事項に基づき、本会議への上程は行わず、全議員へのコピー配付のみとするのか、あるいは陳情内容を考えて上程するのか、ご審議をお願いいたします。長いですが、本文、朗読した方がよろしいですか。

(「省略でいい」との声あり)

○川上事務局次長 はい。次に、受理番号10教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願書が、茨城県教職員組合杉山繁氏他293名から提出されております。紹介議員は、勝田議員です。付託する委員会について、ご協議をお願いいたします。本文を朗読いたします。学校現場では解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に

小学校においては、新学習指導要領の移行期間であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員の働き方改革も進みます。教職員が余裕をもって学校教育にあたれるようになり、教育の質を高められます。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権化の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2020年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。次のページに請願事項がございます。1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。こちらは意見書の提出を伴うものでございますので、資料の7ページの方に提出者から示されました案がございますので、委員会で採択となった場合はこちらの方の推敲もお願い出来ればと思います。説明は以上です。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして何かございますか。

○吉田（博）委員 受理番号10の内容は毎年来てるよな。同じ内容の場合、1年以内は審議しないとあったと思うけど、国への予算要望だから、それには当てはまらないということで良いのかな。

○川上事務局次長 毎年9月なので、考え方としては、1年経過しているということです。

○吉田（博）委員 1年経過しているという考え方か。

○海老原委員長 よろしいですか。

○吉田（博）委員 はい。

○海老原委員長 その他、ありますか。

（「なし」との声あり）

○海老原委員長 はい。それでは、受理番号9は、上程せず全員協議会において全議員にコピーを配布することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 はい。そのように決定いたします。次に、受理番号10については、文教厚生委員会に付託ということで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、受理番号10は文教厚生委員会に付託いたします。ただ今、議長が出席されました。

○篠塚議長 体調が悪くてすいませんでした。

○海老原委員長 それでは続けます。次に、各種委員会委員の選出についての協議に移ります。土浦市空家等対策協議会委員、土浦市民生委員推薦会委員について協議を

お願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長　今回、2件の選出依頼がきておりますので、選出すべき常任委員会についてご審議をお願いいたします。まず、1番目、土浦市空家等対策協議会でございます。選出すべき人数は1名。従来の選出方法でございますが、総務市民委員会から1名を選出でした。2番目、土浦市民生委員推薦会委員、選出すべき人数は2名。従来の選出依頼は、文教厚生委員会から2名の選出でした。今回、選出する常任委員会について、ご協議をお願いいたします。以上です。

○海老原委員長　ただ今の説明につきまして何かございますか。

（「前回同様で」との声あり）

○海老原委員長　それでは、ただ今の事務局の説明のとおりといたします。次に、決算特別委員会の設置及び委員長の選出について、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長　決算特別委員会の設置及び委員長の選出について、説明をさせていただきます。以前より議会運営委員会で議論をしていただいていたものでございます。基本的には、3月の予算特別委員会のように、全議員をもって組織する決算特別委員会を9月の定例会中に設置し結論まで出すという形に変更になったものでございます。先程、市長公室長から説明があった通り、初日の3日に、決算に関する議案が上程されますので、11日の議案質疑が行われた後、決算特別委員会の設置をお願いしたいと存じます。なお、3月の予算特別委員会の時にも、初日の全員協議会で委員長を内定していただき、事前に、委員会の流れ等を事務局と打ち合わせをさせていただいております。今回の決算におきましては、定例会中に審議をしていくのは初めてでございますし、予算の時と違って現地視察もございますので、3日の全員協議会で正副委員長を内定していただき、委員会の開催日時、それから現地調査を実施する場所の選定など、打ち合わせを、十分にさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。説明は以上です。

○海老原委員長　ただ今の説明につきまして何かございますか。

「良いでしょう、説明の通りで」との声あり）

○海老原委員長　それでは3日に決算特別委員会の正副委員長を内定いたします。それでは、次に（3）東海第二原発の再稼動に反対し廃炉を求める要請について、協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長　東海第二原発の再稼動に反対し廃炉を求める要請について、ご説明をさせていただきます。資料は、No.5になります。提出者は東京都新宿区の原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟会長吉原毅氏で、6月21日に提出があったものでございます。慣例では、要望書等の取り扱いは、全員協議会におきまして、コピーを配付するとなっております。本文、朗読した方がよろしいですか。

（「省略でいい」との声あり）

○川上事務局次長　はい。では、この要請書についての取り扱いについて、ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等ありますか。

○吉田（博）委員 このような要請，もし議会で取り上げますとなったら，どういう処置をするのか。仮に，身近な問題だから取り上げようとなった場合。

○川上事務局次長 以前にもやっているんですが，再稼働反対の決議をするとか，関係機関に反対する意見書を提出する形が考えられます。

○吉田（博）委員 これ，地元の事だからね。そういう所を加味した方が良いのか。東京の方から来た文書だから見るだけで良いのか。

○川上事務局次長 補足説明させていただきます。全議員さんにコピーを配布するということは，これをご覧になった議員さんが，これについて議員提出議案を出そうかというような流れを，それは自主的なものになりますけど，そういう流れの出発点になるようにということで配布しております。

○吉田（博）委員 そんな趣旨で配っていたんだ。

○海老原委員長 その他，ございませんか。

（「なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは，これにつきましては全協の時に全議員にコピーを配布することにさせていただきますので，よろしくお願いいたします。次に，協議事項（４）土浦市議会基本条例第１５条第３項の運用について協議願います。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 資料の方はNo.6になります。議会基本条例の第１５条の３につきましては，６月の定例会中に議会運営委員会で検証をしていただきました。その中で，今後努力を要する。そして，今後，市長等へ文書で作成することを求めていくという検証結果が出されたことを受けまして，議長から，再度，議会運営委員会への提案でございます。まず，資料のNo.6の２枚目をご覧ください。これは奈良市のホームページのトップページのコピーでございます。右側の中段，黄色くマーカーが引かれた所ですが，要望記録制度，不当要求行為・内部通報という箱がございます。ここをクリックすると，次のページに飛びます。さらに相談状況というところをクリックすると次ぎのページに飛びます。年度及び月単位での記録の見出しのページになります。次のページは，例として，平成３０年度の，１年間の要望件数の総数が載っている表でございます。平成３１年３月の欄に７件という数字があると思いますが，その部分を，次のページから具体例として付けております。No.1からNo.7まで，件名・要望の概要・対応の概要などが記載されています。土浦市議会の基本条例に，なぜ，この項目が入れられたかの背景は，例えば，課長と議員さんが会話をしている。声が聞こえないが，いわゆる不当要求をしているわけではないだろうなという疑惑を払拭するためであり，奈良市の例のように，議員活動として当たり前の活動をしているんだという証明のために，このような制度の条項が盛り込まれたものと思われます。これを制度化すれば，議員さんが，市民からいただいた情報等を，どのような形で執行部に伝えているのかを市民に知っていただくこともできますし，議員活動をアピールする絶好の場となるものと思います。市民にとりまして

も議員さんにとりまして、大変、有意義な制度ではないかと思います。今回、基本条例第15条第3項を検証していただいた中で、今後、市長等へ文書の作成を求めていくという検証結果になったことを受けまして、具体的に進めるにあたっての具体例として、奈良市の制度を、お示しさせていただいたものでございます。議運で承認をいただければ、全協での協議を経た後、議長から市長へ、このような制度の導入を図ってはどうかと要請をしていきたいとのことでございます。説明は以上です。議長から補足があればお願いします。

○篠塚議長 議会基本条例を作る時にですね、この項目を入れるにあたって、不当要求等が起きないためにも記録を残した方が良いでしょう。それから議員の活動を明確化することができるので、このようにした方が良いでしょうということで、この条例ができたものですから、是非、ご検討をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○海老原委員長 皆様、ご意見をお願いいたします。

○勝田委員 公開される内容というのは、議員の方から各課に、例えば道路の補修とか例が出されていますが、要望までいかなくても、これ、どうなんだと聞いた、いるいは、要望したけど、それは違う課ですよとか、相談内容は全て出すんですか。

○塚本事務局長 資料No.6の中に奈良市の記録等の要綱があるんですが、その中の第5条に記録の例外という項目がございまして、(1)公式又は公開の場において行われる要望等であって、議事録その他これに類するものとして別に記録される時。
(2)要望等の内容が単なる問い合わせ又は公表されている事実内容の確認であることが明白であるときというように、全てということではないということです。

○勝田委員 不当な要求って言いますけど、そのようなことを私はした記憶がないのでわからないんですが、どういう事例なんですか、これ、不当要求って。

○篠塚議長 なぜこの条例ができたか、実例を話しをさせていただいた方が良いでしょう。ですが、実は乙戸沼の睡蓮を除去するにあたっていろんな方式があると。それで新しい方式があるということで、ある議員さんが紹介をして、ある業者さんとマッチングして、そういう勉強会をなさいということがあったんですが、まあ、それは不当ではなくて、業者さんと勉強会をなさいという話しだったんですけど、その後、睡蓮除去をやるにあたって、その後、その業者さんと担当の方でトラブルがありまして、できないものを無理やりやらせたんじゃないのかとかの話しがあったものですから、そういうことで、ちゃんと記録に残っていれば問題がないことなんで。無理やりに紹介をした訳ではないと。そういうことがあったものですから、その中で不当要求というのは、無理やりやらせるとか、そういうことでありますので、そのようなことを明確にしようということで、この条例ができたという経緯があります。

○吉田(博)委員 無理やりやらせるなんてできないだろうよ。議員ができるわけ無いだろうよ。今の話しは、当時、私も所管の委員会だから良く知ってるけど、あれは、ある議員が、こういう方式があるんだと、業者を課長に紹介したということだ

け。これは、あるべき行為だろう。そんな深い問題ではなかったと思うよ。

○勝田委員 疑惑を持たれないように、経過を明らかにするために可視化するということですか。

○川上事務局次長 政治倫理条例に7項目あるんですが、業者を推薦するとか職員の採用に関することとか、このような事が行われていないというような証明のためと考えていただければと思います。

○海老原委員長 ここでは、要請等の記録についてですね、議会から市長に記録するよというところを始めるかどうかということ、まず皆さんに諮ってですね、今日の段階は、諮っていくということですね。内容についても必要かとは思いますが。今日はですね、議員が、職員等への要請について、記録を残すことを執行部に求めるかどうか、その辺をね。また、内容については、今日、一緒に議題とさせていただきたいんですが。その点について、まず、お諮りをしたいんですが。

○吉田（博）委員 この奈良市、奈良市では年間に170件ぐらいしかないの。

○川上事務局次長 ということですね。

○吉田（博）委員 年間に、私だけで100件ぐらいあるぞ。

○勝田委員 活発に活動しているということですね。

○川上事務局次長 記録に残さないでいい部分もあるからだと思いますが。

○小坂委員 その記録に残すか残さないかって、どこで誰が判断するの。

○海老原委員長 それも含めて、ここで・・・。

○小坂委員 ここでの議論ですか。

○海老原委員長 線引きって言うんですかね。

○川上事務局次長 先程、局長から説明した部分ですが、個別に、これは残す、これは残さないに・・・。

○小坂委員 じゃあ、100件出しても20件しか載らないって、なっちゃうでしょう。だから誰が判断をしていくのかなと。

○塚本事務局長 判断は執行部側で判断をするんですけど、記録の例外として単なる確認とかは・・・。

○小坂委員 いや、全てって言うならわかる。全てじゃないんでしょう。その辺の判断は、非常に問題になるんじゃないですか。

○吉田（博）委員 なるよな。まして職員の仕事が増えちゃうだろうよ。

○小坂委員 そうなる。

○吉田（博）委員 要望して、いちいち報告しなければならなくなる。それこそ大変でしょう。そんなの書くなら早く仕事をしろって言いたい。

○川上事務局次長 基本条例の見直しの中で、第15条の3項について、市長等へ文書で作成することを求めていくという方向付けを議会運営委員会がし、全員協議会で承認されていますので・・・。

○吉田（博）委員 いつ。

○川上事務局次長 吉田委員が休まれた時に。

- 塚本事務局長 検証結果は、もうホームページに載っております。
- 吉田（博）委員 良く内容を把握して決めろよ。
- 海老原委員長 15条の3項については、市長に求めるということに検証結果はなっております。評価は、今後、努力を要するということでした。
- 鈴木委員 この前の検証結果の時に、そういうふうになったということですね。
- 勝田委員 そうですね。
- 川上事務局次長 ですから、その流れの中で先に行かなければなりませんので。
- 小坂委員 ああ、そうか。
- 塚本事務局長 実質、やるのは執行部側なので、執行部側が、どのように判断していくのか。事務的に負担が大きいということであれば、執行部はやらないでしょうし・・・。
- 勝田委員 求めるということが大事なんですね。
- 吉田（博）委員 議員から、これはしっかり記録に残せと、議員が言うのか。
- 塚本事務局長 いや、それは執行部の判断です。残すか残さないかは。ホームページで公開するかも執行部の判断です。単純に記録として保管しておくになるかもしれませんが。実際にホームページに載せるとなると費用も掛かりますので、執行部の判断になります。議会としては、記録を残すように求めていくということが大事になります。
- 海老原委員長 もし記録を残すとなった場合、奈良市の場合は要綱があるんだけど、これはどっちがつくったの。
（「執行部でしょう」との声あり）
- 海老原委員長 そうか、そうか。
- 塚本事務局長 議会側としては文書での作成を求めていただけなんです。
- 海老原委員長 こちらとしては記録をお願いするかしらないかという判断だけなのか。それで良いの。
- 塚本事務局長 求めるだけなんです。
- 吉田（博）委員 執行部側が作って、それを議会側のホームページに載せて行くのか。
- 塚本事務局長 議会側ではなくて、所管がどこになるかはわかりませんが執行部側です。載せるまでにはいかないで、紙での保管になるんじゃないでしょうか。
- 吉田（博）委員 保管しておけて、こちらから要請するのか。それも執行部の自由か。
- 塚本事務局長 はい。自由ですね。奈良市の条文がありましたけど、執行部が作ったものです。その中で、このような保管をすとか、その中で決めていく話だと思います。具体例として、奈良市のような形はどうかと。
- 川上事務局次長 基本条例の15条の3項では、市長側に文書での作成を求められています。その項目を受けて4項では、その文書は、情報公開条例に基づいて執行部側で公開して下さいという規定になっております。ホームページで公開するか

どうかはわかりませんが、公文書ということになりますので、情報公開条例に基づいての公開になります。

○海老原委員長 如何いたしましょうか。

○吉田（博）委員 ある程度、線引きが必要じゃないの、課長クラス以上とか、係長以上とか、部長クラス以上とか。そうしないと大変じゃない。

○海老原委員長 それについては・・・。

○吉田（博）委員 執行部が決めるのか。

○塚本事務局長 はい。

○川上事務局次長 執行側で一方的に決めないと思います。こういうふうにしたいということでは執行部から相談があると思いますので、そのようなことを経てからのことになると思います。

○鈴木委員 今の事務局の話だと、3項のことで、要は、今まで市長側に求めたことがないということで、我々の方で検証結果が出た訳ですね。要は、各議員が個々に求めたことが無い訳じゃなくて、議会としてはやってなくても、議員としてはやっている訳ですね。その事を・・・。

○塚本事務局長 求める意味が違いますね。

○鈴木委員 求める意味が違うの。それ、どういう意味。

○塚本事務局長 議員さんからの要望、道路の補修とか、そういう要望のあったものを記録するということを求めるということです。

○鈴木委員 今までも記録として残しているはずだけど、その辺は・・・。

○川上事務局次長 それはメモ程度のもので、公文書としての形ではない。役所で作る文書ですから公文書としての作成です。

○鈴木委員 この条例、15条の3項があるんだったら、逆に言えば、執行部、今までやっていなかった方がおかしくないですか。我々、各議員がそれぞれ要望をして、作るのが執行部であれば、執行部、今までに作っておかなかったのがおかしいんじゃないのかと。違うの。

○海老原委員長 それはですね、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとあるけど。

○鈴木委員 それ、我々が求めるの。

○海老原委員長 そうだね。議運で諮って全協でということだね。

○鈴木委員 一つ一つの案件について、議運で諮って全協・・・。

○篠塚議長 議会基本条例を遵守するということであれば、こういう項目があるので、実際にやっていないので、求めていきますと。それで、そのやり方とか、公開方法とかは、市長等が考えることであって、市長等がどのように考えるかが難しいんですが、議会としては、記録を残す依頼をするというのが条例に書いてあるので、それを実行するということです。

○吉田（博）委員 この市長等って、これは執行部のことを指すんだよね。市長だけじゃなくて執行部全体を指すのが等なんだよね。市長だけでも良いんだけどな。それ

で執行部側から市長だけでも良いですかっていう話しもある訳だよな。その辺、どうでしょうみたいな。

○勝田委員 市長等の中には、課長さんも入っているんですか。

○吉田（博）委員 入る。

○勝田委員 どこまで入るの。課長まで、課長以上・・・。

○吉田（博）委員 市の職員、全職員だな。一係長から・・・。

○勝田委員 はい、わかりました。

○吉田（博）委員 基本条例があるから議会から執行部側に求めても、市長側から、じゃあ、少しねということであれば、それはそれで良いんだろう。そういう柔軟性はあるんだな。

○塚本事務局長 はい。

○吉田（博）委員 いいでしょう。

○勝田委員 であれば良いですね。

○吉田（博）委員 はい。

○海老原委員長 ということはですね、確認なんですけど、市長にですね、記録の作成を市長に求めるということで、議運としては、そういう判断でよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 はい。ただ、その後、どうするのか・・・。

○塚本事務局長 全員協議会の方に諮るんですけど。

○海老原委員長 諮るんだけど、ただ、それだけ諮れば良いのかな。

○塚本事務局長 諮っていただいて、そこで同じ結果が出れば、議長の方から市長の方に、そのようなことを求めていくと・・・。

○海老原委員長 細かいことは別にして、この3項の通り、議員から市長等に要請等があった時は、内容等を記録した文章を作成するように市長等に求めますってことを全協に諮れば良いと。

○塚本事務局長 はい。

○吉田（博）委員 次長、この奈良市の事例はあまり良くないぞ。これだけ引っ張り出してきてさ、議運の中で、道路の維持管理ってなるから、もっと違う所があるだろう。もっとアバウトにやっている所。何で、こんな究極の所を探してくるんだ。そういうふうに思わない。

○鈴木委員 そう思う。偏りすぎている。

○塚本事務局長 基本的には道路ばかりだと思うんですよね。件数を見ると。

○吉田（博）委員 だから違う市のはないのかって言ってるんだよ。

○塚本事務局長 市民生活部が2件とか、総務部が1件ですから・・・。

○吉田（博）委員 ダメだよ、奈良市の例だけを引っ張り出してきて、それで協議してくれって、ダメだ。

○海老原委員長 資料の追加を求めるってことですか。

（「いいよ」との声あり）

○海老原委員長 はい。

○勝田委員 再確認なんですが、全協で言う時に、文面通り取れば文書を作成して下さいと、市長に。それで作成した文書、公文書を公開するかどうか、こういった形で公開するか。まず公開するかしないですね。それは書いてないから、全協で聞かれた時は、それは執行部の方が判断するという説明をするんですか。

○海老原委員長 そうですね。その辺は議長と市長とのすり合わせもあると思います。

○塚本事務局長 すり合わせと言うか、議会側は求めるだけだと思います。

○吉田（博）委員 求めるだけだな。

○塚本事務局長 細かい部分の話はしないで・・・。

○海老原委員長 しないで執行部が・・・。

○吉田（千）副委員長 確認させて下さい。この条例に従って、私どもは、これを速やかにやっていただきたいということを出すだけのことでよろしいんですよね。それでやるとかやらないとかの判断が、また、戻ってくるという考え方でよろしいんでしょうか。

○川上事務局次長 基本的には、一方的には始めないと思いますので。

○吉田（千）副委員長 はい。わかりました。

○海老原委員長 そういった中で、その要請は、要請する文章は必要なかどうか。

○吉田（博）委員 要らないだろう。

○海老原委員長 確認です。

○塚本事務局長 要らないと思いますけど。

○海老原委員長 議運から言うの、議長から言うの、全協。

○篠塚議長 今回の見直しの件で議運に諮問をさせていただいて、これはやるべきだろうということになりましたので、要請しますということ saying してくるだけで良いと思うんですね。

○海老原委員長 それは議長の方から要請するんですね。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 はい、わかりました。そういった事も含めまして、全協ですね、この件、文書の作成を市長に求めることについては、議運で決まりましたということで、全協で了承をいただいて、その結果、議長からですね、要請していただくということで、お願いしたいと思います。次にですね、協議事項（５）一般質問関係で、２点、議長から諮問されております。まず、１番目、一問一答方式の持ち時間の再検討に関する要望書について、事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 資料はNo.7になります。こちらは議長から諮問事項として、前から上がっていたものでございます。今回、要望書という形で出ていますので、まとめでご検討をいただければと思います。まず要望書を朗読させていただきます。一般質問が議会基本条例に基づき平成２７年１２月議会から一括方式と一問一答方式を選択することができ、一括方式の持ち時間は従来通りの９０分、一問一答方式は６０分と定められました。このことが確認されたのは平成２７年１２月１日の全員協

議会でした。その際、一問一答方式は60分と定めることについて議論となりましたが、今後、実際に実施してみて、一定の時期に改めて検討するという矢口議長（当時）の提案を了承し、全会一致で提案通り実施することになりました。それから3年余りの経験から60分という持ち時間はあまりにも短いことを実感しています。一回目の質問と答弁で、質問項目のボリュームにもよりますが、30分以上かかることが少なくなく、ぎりぎりまで質問を続けてもはしょらざるを得ないことが再三でありました。一問一答方式は、問題を深く掘り下げることが可能で、聴く者にとってもわかりやすく、議会の論議を広く知ってもらう上でも有効です。そこで、議会での質疑をさらに充実したものにする上でも、少なくとも更に10分から20分程度の時間を延長することが必要であることを痛感しています。議長に置かれては趣旨を十分に理解していただき、議会運営委員会に諮った上で、一問一答方式の持ち時間の適切な延長を取っていただけるよう連盟で要望いたします。ご審議、よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等ありますか。

○小坂委員 一問一答方式の時間延長要望ということで、これは外から出てきたんですか。中から出てきたんですか。

（「資料があるだろう」との声あり）

○小坂委員 資料ありました。じゃあ、それは良いです。それと今まで3年やってきまして、一問一答方式を採用する方が劇的に増えた気もしないんですが、それは何故なのかと思いながらいるんですが、私、やったことが無いから何とも言えませんが、一問一答方式が良いということで導入されたはずなんですが、一般質問の中では、一問一答方式が増えているのか、ちょっと多くなったのかもわからないので、もし、当初より減っているとするなら、あるいは増えているとするならば、理由は何なのか、ちょっと、ご検討をいただきたいと思いながら、事務局から、ご意見をいただきたいなと思っているんですけど。事務局ではわからないと思いますけど。その辺、皆さん、どのような感想を持っているのか、今、漠然となんですけど、時間を長くする意味って、やってる人、少ないっていう印象しかないんですけど、そこに時間を延ばすって、どうしてなんだろうって、ちょっと、要望の意味がわからないんですが・・・。

○川上事務局次長 説明が足りませんで、すみませんでした。補足させていただきます。今年の3月の定例会では、一問一答方式を採用した議員さんはおられませんでしたし、今までの例ですと、多い時で3名が最高だったと思います。大体、共産党の方2名というのが今までの状況でした。そうした中で、この前、これも議会基本条例の見直しをしていただいた中で、なぜ一問一答方式が増えていかないのかという検証をしていただいた中で、なぜ増えないのかという結論は出せていないんですが、手法等、一問一答方式のやり方について勉強し研究し、増やしていくような努力をしていくというのが、この前の検証結果でしたので、それと絡めて、今回の要望書の内容、一問一答方式の時間延長について、合わせて、ご議論をいただきたいとの

ことでございます。

○小坂委員 わかりました。よくわかりました。ただ、理想と現実という話しは、当然、あると思うんですが、理想は、こうあるべきだと。でもできないよということもあると思いますので、多分、その辺の技術的な問題だと思います、私は。個人的にはね。ですから、それと時間を延長するというのは、つながるかっていうのは、ちょっと理解しにくいということがあるので、私は、とりあえず現状でやった方が良く思っております。私の意見です。以上です。

○吉田（博）委員 一括方式が90分、一問一答方式が60分というのは、当初から、同じ質問をするのに、何で30分も違うんだって、相当、あったんです。ケーブルテレビで流しているから、市民から見ているよという話しを聞く中でね、一括方式の分かりづらさ、質問をする議員側も書面を読んでいる。執行部側も書面を読んで答えている。市民からすると非常に分かりづらいらしい。一問一答方式の評価は、市民からは高い、分かりやすいと。簡潔であると。それと最近の一般質問を見ていて感じるのは、一般質問、1回目は原稿を読んで、2回目は要望をして下がるんだよね。大体90分ある中で30分ぐらいで終わっちゃうでしょう。その要望した案件を、半年後1年後に、執行部に対して質問することが少ないんだよね。その議会で質問をして尻切れトンボ、終わり。それを見ていると寂しいよね。そういう質問のやり方っていうのは、継続性がないもの。何人かの方は、何年も継続をして成果を上げている議員さんもあるよね。そういう一般質問をしないとね。ただ原稿を読んで、今回の議会では何をしようか、これでもやろうかというぐらいにしか思えない。それではテレビを見ている市民に感動も何も与えられない。そういう中で一問一答方式というのはね、面白いなという市民が多いですよ。これが、最近の一般質問の私の感じですよ。それから一般質問の総括式が90分で、一問一答方式が60分というのは、これはおかしい。やはり、同じ質問であって、やり方が違うだけなんだけど、時間は、同じ90分でやるのが、私は理想だと思うね。

○塚本事務局長 去年1年間、議長の協で、局長として一般質問の一問一答を見させていただいて感じたことなんですが、この3名のうち1名は、確かに時間が足りないなという感じがするんですけど、後の方は、正直に言って堂々巡り、言葉は悪いんですが同じ質問に同じ回答。同じ質問に同じ回答の繰り返しがどうしても最後まで。それ、何故かという、事前の通告というのがあって、一括質問の時には、再質問まで予想できるので、そういう事前の通告が上がってくるんですが、一問一答の場合には、一回目の質問をした上で、その一回目の答弁を聞いた上で、次の質問からの構成を考えていくということなので、二回目以降の質問の内容が事前に伝わっていない。結果、あそこでのやり取りに限界があって行き詰ってしまうということがあるので、もし、延ばすという事であっても、ぴったり30分延ばして90分にすることは、しない方が良くのかなということなんです。それから、もう一つ、この後に様式の見直し、通告様式の見直しの所にありますけど、できれば一問一答の二回目以降の通告もしていただければというところで、記入例も設けてあるんで

すが、そういう部分の話しも、次にさせていただければと・・・。

○吉田（博）委員 局長，お前は事務局なんだろう。議長の脇にいるからって、今のお前の話しは、９０分にしない方が良いと思うなんて言うのは、何でお前が意見を言うんだよ。お前は、そんな事を言えるのか。お前は生意気じゃないのか、この野郎。それを決めるのは我々なんだよ。お前が９０分は長すぎるなんて意見をね、おかしいんじゃないか。何様だと思っているんだ、お前。

○塚本事務局長 おっしゃる通りです。

○吉田（博）委員 馬鹿野郎。９０分の枠を作って、９０分できますよってことだけで、一問一答で、６０分で終われば、それはそれで良いでしょうよ。７０分で終われば、それはそれで良いでしょうよ。だから最大限の枠ということだろう。それと、もう一つ、堂々巡りと、今、言ったな。堂々巡りの場合はね、質問と答えが。それは議長が注意をするんだよ。議長が質問者に対して注意をするの。さっきと同じだよ。前に進んでいないよというように、議長が注意をする。そこからずらすの、話題を。そういう努力をするんだよ。

○鈴木委員 一問一答と一括と、両方聞いていて、どっちにしても一回目の執行部の答えの長さというのがネックになって、一般質問の時間が、どうしても足りなくなるのが実際にあると思うのね。一括質問だって三回のところ二回で終わる人もいるので、おそらく平均を取ってみれば、９０分、フルに使う人は少ないと思うんですよ。それで考えれば、一問一答の方は、足りないと、やっている人が言ってるんだから、同じ質問をされていてね、３０分も差があるというのはおかしいので、一括が９０分なら９０分に合わせて、その中で早く終わる人は終われば良いし、９０分、フルに使う人は使えば良いしということだから、３０分、延ばすことについては、私は問題はない。そういうふうにした方が良いと思うし、また、一括で９０分、フルに使っていない人が多いのであれば、それはそれで９０分を縮めるということも検討しても良いんじゃないかと思う。ただ９０分という枠をいただいている以上は、全議員、質問をやる方はね、平等に９０分という時間をいただいて、方式だけ選べば良いんじゃないかと思います。これ、私の意見なんで。

○塚原委員 私も、どちらかというと、鈴木委員の意見に賛成は賛成なんですけど、ただ、やっぱり質問をする方も、何項目も一般質問に出すということ自体も、これ、ちょっと考えなくちゃいけないのかなと、自分では思っていました。ただ、やっぱり、もっとより深くまで、それを確認していく意味では、確かに足りない方もいらっしゃると思うので、先程、吉田委員からありましたが、９０分は９０分であって、それが６０分で終わるなら、それでも良いのかなというふうに、ちょっと私も考えます。あえて３０分、そこまでだよって切るのではなくて、９０分にして、早く終わるのであれば、それはそれで良いのかなと。ただ９０分になっても、まだ足りないよという人が出てくる可能性もあるかもしれませんが。それはそれで９０分という形の中でやっては如何かなというふうに思います。

○小坂委員 かつて一般質問は９０分でなくて１２０分だった。それが９０分になった

のは、何故だったのだろうと、そういうのが、多分、20年前位にあったと思うんですけど。時間をいっぱい使うよという意図のある人がいて、議会の運営が非常に大変になったということが、実際にあったので、多分、それが120分が90分になった理由。だから、当然、時間の長さの議論というのは、両方考えるべきであって、長くて良いのか、短くて良いのかということも、合わせて考えるべきだろうと思います。議論が煮詰まるのであれば、当然、延長しても良いけれども、例えば、中身が、一問一答が価値有るものであったのかどうかということも検証されるべきなので、その辺は、やっぱり議員として、本当に、一般質問を、どのように考えるのか、やっぱり真剣に考えなきゃいけないんじゃないかと。これは時間の問題ではなくて中身の問題だと思うので、そういうことで考えていただきたいと思います。

○勝田委員　そもそも一問一答と一括と、二種類ある中で、一問一答を選ばれる方は、何を求めて一問一答を選ぶということなんです。答弁の質問の回数に制限がない訳ですから、私の感覚では、より掘り下げて質問をしたいという希望があるから、するのかなと思うんですが、そうすると質問に30分以上掛かるのが少なくないと言いますが、問題を掘り下げて、それを討論したいのに、質問で30分を掛けるということ自体が、私は、一般質問、掘り下げるために一問一答を選ぶのに、なんか、そこ、矛盾するような気がします。余りにも、多項目を一問一答でやるということになると、聞いている方だって、やっぱり分からなくなっちゃうし、何となく、その辺、どうなのかと個人的には思っておりまして、それが、時間を延長することによって解決していくことであれば、絶対に時間を延長しないということではないと思いますけど、そこがどうなのかという気がします。意見なんですけど。

○吉田（千）副委員長　今、小坂委員、勝田委員もおっしゃっていましたが、吉田委員さんからもありました。要するに質問の内容がどうなのかってことが、改めて、もう一度、我々、議員一人ひとりが、ちゃんと考えて取り組まなければならないというのが一方にあって、そして、今回出されている時間の延長というところと合わせて、やっぱり、これは両輪なんだろうなと思います。そういった中で、切磋しながら、やっぱり、やっていく中で、だからといって時間の制限が60分では足りないよという現実のご意見もあるという状況もありますので、その点は、両方、しっかり見ながら、そして、尚且つ、時間の延長というのは、どこまでやるのかということ、ちょっと、しっかり検討していかなきゃならないなと思いながら、私も最終的には、時間の延長をどこまですべきなのか。じゃあ、今、60分のものを20分延長するとか、その規定は何なのっていう話しにもなってきますし、大事なものは、我々、議員が、どちらを選ぶにしても、やっぱり質問ということに対しての内容、それをどこまで突き詰めていくのかということ、しっかり考えていかなきゃならないということ、また、改めて、今、感じている。意見ですけど、最終的に、その辺を含めてしっかりやっていくのであれば、時間の延長ということも考えていくことが求められることなのかなと思います。

○小坂委員　当然、皆さん、視察に行くと分かると思うんですが、議会で一括と一問一

答、両方やられている所が有ると思うんですが、これが、なぜ90分、60分なのかというと、おそらくですね、そういう所が多いという所から始まったんだと思います。根拠自体が、実際、あるかどうかというのは、私も正直、分かりません。一問一答が60分になったのはね。ただね、確か、そういう所が、若干、多い気がします。行くと一般質問、一括は90分で一問一答は60分という所が、若干、多いかなと。多分、それに倣ったのかなと、私は思いましたので、それで余り違和感はないんだと。必ず議会行くと、私、聞きます。その辺はですね、一問一答は何分ですかと。大体60分と、殆どですね。ということがあるということは、それがある意味、スタンダードなのかなと。まあスタンダードが良いとは言いませんけど、そういうことだろうというふうに思われますので、まあ、資料があれば、事務局の方でも、お話しをしてもらいたい・・・。

(「資料があるだろう」との声あり)

○小坂委員 あるんですか、見えなかった。

○吉田(千)副委員長 この資料の質問時間というところを改めて見ますとですね、60分、まあ90分という所もありますけど、おしなべて60分かなという状況なので、本当に悩むところですね。

○篠塚議長 検討をいただいている中で、まあ、他市は他市でいいんですが、土浦市として、今は90分でやっているの、平等ということであれば平等という話の一つ、考えていただきたいのと、土浦市らしい一般質問ということで3日間という日数がありますので、その中で時間割をしていくと90分とか60分とか、それらもご検討をいただきたい。それから一問一答方式の時間ですと、答弁時間を含めないという議会もあります。質問時間に答弁時間を含めない。というのは、一問一答で答えたくない時に、長々と話しをして時間を使う。そういうことをやった議会もあったらしいので、そういう方式を取っている議会もありますので、今まで、土浦の市議会で培ってきたものを生かしていただいて、土浦らしい質問時間の答えを出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 その他、ございますか。

(発言者なし)

○海老原委員長 皆様のご意見をお聞きしますと、一問一答、延ばしても良いよという方もいらっしゃいます。それから一問一答と一括を含めて、質問と答弁の内容も含めて検討をした方が良いのかなという意見が多いようなんですが。これ、今日、決めたとしてね、これ、いつから適用されるの。

○川上事務局次長 いつからやるというのも、ここで決めることだと思います。

○海老原委員長 いずれにしても、早くても12月からだよ。第3回からは無理だよ。皆さん、如何でしょうか。

○吉田(博)委員 90分、90分で良いよ。みんな意見出したよ。まとめろよ。

○勝田委員 今、時間の議論になっているんですが、まあ、それは議員の権利ですから、他の人の質問に対して、どうこう言うつもりはありませんが、次の資料、②の

論点を明確にするための質問通告書様式の検討というのがありまして、いかに有効な回答をいただくかということに関しての事前のすり合わせと言いますか、次のところにあると思うので、そういった所をやりながら時間の方は決めていった方が良いと思います。決めたら、暫くはそれで行くと思うので、そのようにした方が良いと思います。私の意見は、現状で、今回は、これは様子見にして、次の書式の検討をして、事前のすり合わせということをして、議員の方で試みて、それでも足りないという時には、その時に結論を出すべきだろうと思います。

○海老原委員長 今、勝田委員から、次の論点を明確にするための質問通告書様式の検討、これは議長からの諮問事項ですが、それを検討してからやってはどうでしょうかという意見が出ましたけど、それについては如何でしょうか。

(発言者なし)

○海老原委員長 意見がありませんので、次の論点を明確にするための質問通告書様式の検討についての協議をしてまいります。事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 まず、私の方から説明をさせていただきます。こちら議長からの諮問事項でございます。諮問となった発端でございますが、6月の一般質問におきまして、質問内容が通告要旨に沿ったものであるかどうか、議長として判断に迷ったことがあったからでございます。また、傍聴者にとりましても、一般質問時における質問と答弁の関連性を、より分かり易く、かつ論点を明確にすることに有効であることから、ご協議をいただきたいとこのことでございます。まず、資料のNo.8の別冊、こちらは、我々、事務局が参考としている書物のコピーでございます。質問と助言という形でまとめられております。その3行目に、質問通告書は、どの程度書けばよいのかという質問がございます。その答えの部分、助言者の言葉の3行目から朗読をさせていただきます。質問通告書は、質問と答弁を的確に行わせること、議事運営を能率的に行わせること等を目的として設けられているものです。質問通告書に書かれている内容が抽象的であれば、ぴったりの答弁を得ることができませんから、再質問をすることになります。これでは議員、執行機関の両方にとって不満足となるでしょうから、質問通告書は具体的に書く必要があります。会議規則が質問の要旨と規定しているのはそのためです。要旨ですから、これを見れば答弁のおおよその準備ができるような内容を指します。このため市政一般についてといった漠然とした内容や項目程度を列挙したものは、質問通告書とはなりません。質問者の氏名を通告しているにすぎないと極論することができますというのが答えでございます。具体的な例ということで、資料の次のページ以降に、3月定例会における土浦市とつくば市との通告書の比較をつけてございます。次のページが、まず土浦市のものがございますが、先程、私の方で朗読した項目程度を列挙したもののようになっていくように感じられると思います。2ページめくっていただきますとつくば市のものになります。このページだけをみると、土浦市よりも項目の列挙になっているように感じますが、質問内容の一番下にある質問要旨の表示の部分をクリックすると、1枚めくったページに飛び、質問の趣旨を見ることができるようにな

っております。この質問の趣旨のページは、つくば市の議員さんから提出していただいた質問通告書の原文、そのものということでございます。読んでいただければ、つくば市の質問においては、この要旨を読めば、答弁に答える側も、傍聴者にとっても、論点を、より明確にできるのではないかとということでございます。議長からの諮問としましては、土浦市議会としても、つくば市議会のような細かな内容の通告書としていきたいということでございます。続きまして、局長からの説明になります。

○**塚本事務局長** 引き続き資料No.8の1ページをご覧ください。発言通告書の従来の様式でございます。これに各議員が手書きで書いていただいております。この内容の見直しをしまして、詳細な内容に書いていただければということで、3ページ、改正案でございます。大きな変更点はございませんが、質問事項と質問の要旨を区分したということが変更点になります。5ページをご覧ください。通告書の記入要領についての案ということで、今までは、こういうものはございませんでしたが、新人の議員さんから、どのように書くのという話しがございましたので、そういうことで、このような記入要領を設けました。その中で、特に5番ですが、要旨の記入方法というところ、大項目、中項目、そして小項目ということで、細かく具体的に質問をする内容を書いていただきたいということを、ここに書いてございます。それで4ページの下の方にも、記入上の注意ということで、記入要領が書いてあります。これ、ほぼ5ページと同文でございますが、1点だけ違いがありまして、6番の発言の方法で一問一答方式を選択した場合は、質問事項の単位ごとに1回目の質問、2回目の質問に区分し、上記の記入方法を参考に、具体的に記入して下さいというのが、4ページの方には入っていますが、5ページの方には抜いてございます。先程、堂々巡り等、申し上げまして、そこは反省させていただきますが、通告の時にですね、一問一答方式の2回目以降の事前通告がないという部分で、ここを入れるかどうか、4ページの6番を入れるのが良いのか。5ページのように抜いておくのが良いのか、ちょっと悩みまして、事務局案は、両案、付けてございます。以上でございます。

○**海老原委員長** 説明を受けましたが、皆様、ご意見等ありますか。

○**鈴木委員** これ、一般質問の中でも一括と一問一答では性質が違ってくると思うんですよね。一問一答の場合の再質問と一括の場合の再質問では違ってくるんだけど、余り作りすぎちゃうと、もう、一般質問に登壇した段階で答えが見えているから、やる必要がないんじゃないかというふうに思うくらい作り込んでしまうのが、果たして良いのかどうか。だから2回目の質問っていうのは、執行部が1回目に、どういうふうに答えるかで、その現場で考える事だと思うんですよ。それを最初から作ってやってしまったら、その台本通りの事になってしまうから、それこそ一般質問をやっている意味が無くなってしまう。だから1回目の質問だけで、私は良いと思います。一問一答の場合、再質問、再々質問をやるんだけど、私、そのやり方に疑問があるからやらないんだけど、項目、たくさんできる訳ですよ。その答えで、

どの部分に対しての再質問が出てくるかってことが、現場でないとわからないから、項目が多ければ多いほど、要は質問をする議員の力量が問われてくるんで、私は、そこまでいってないから一問一答は、怖くてできないんだけど。一問一答に関して再質問を作り込んでいってしまったら、これも、また、難しいことになるし、まあ、どっちにしても1回目の質問だけで良いのではないかと、通告はね。なるべく細かく、要旨は、書いて、事前の打ち合わせはしなくてはいけないと思うんですけど。それは各議員と執行部の関係でやるしかないことだと思うので、余り、こういうふうな縛り方は、どうかなと思うし、つくば市の要旨を見ると、果たして、ここまでやる必要があるのかという気がします。従来の土浦のやり方を少し変えていく程度で良いのかなと思います。

○吉田（博）委員 一般質問の通告書の書き方は、ずっと前から、議員さん、もう少し詳しく書いて下さいってことはやっていたよな。箇条書きじゃなくて、大きなタイトルの他に、2つ3つ、細かいことを書いて下さいと続けてきた。それを、今後も続けられればいいんじゃないの、今後も。それから本会議の一般質問は演劇や舞台と違うからシナリオが無いんだよ。同じ質問のタイトルにしても、議員によって切り口が違うんだよな。だから面白いんだよ。みんな主義主張や考え方が違うから。介護保険なら介護保険についても、切り口が違うんだよ。それは聞いている方としても楽しみなんだよ。だから、余り制約しちゃうと、一問一答で、再質問、再々質問の所まで書いてくれって、それは1回目の執行部の答弁を聞いて、議員は突っ込んでいく訳だから。それはナンセンスだな。本会議で臨場感があって良いと思うのは、部屋に課長たちが控えているだろう。みんな、聞いている訳だ。作成した答弁書と違ったものが出てきた時には、それを書いて届ける訳だろう。これが議会なんだよ。と俺は思うけどな。

○小坂委員 吉田委員のおっしゃる通り。そういう意味では臨場感があって良いと思いますし、そういうことで一般質問が活性化しているんだろうと思います。さっきからずっと考えていたんですが、一問一答を入れた時の経緯っていうのは、要するに、もっと議論をしようよということだったんだと思います。議会というものは、当然、開かれているんですが、議論をみんなですしているのかなというふうに感じていた人が多かったので、一問一答を入れましょうという方向にいったんだと思います。ただ、ずっと、この4年間見てきて、一問一答が、じゃあ、本当に議論、先程も臨場感って出ましたが、そういう議論になっているのかっていうと、若干、個人的な意見ですが、例えば、何度も同じ事を言って、できるのかできないのかとか、そういう話しばかりですね。じゃあ、ここはどうなの。まあ、そういう人もいます。これは、どうして答えがこうと。いろいろな話し方をする、いわゆる議論をしてもらおうという。答えが出なくてもですね、議論が次につながるというような、そういう議論であって欲しかったんだと、私は一問一答については思っています。ただ、私を感じるのは、そうじゃなかったんで、非常に残念ですね。ですから、一般質問の一括、90分ではできないという理想の元にですね、一問一答があって、私

は矢口清さんが議長の時ですね、そういうことをやって、それはすごいなと、個人的には思いました。一括ではできないのを一問一答でと。議会が議論で白熱してですね、そういう議論をしていく。でも、現実には、そうならなかったっていうのがね、私は、非常に残念なんです。勝田議員が、かつて一問一答をやって、ああ、立派だなと、正直、思いました。1年生議員で、これだけやれるんだったら、本当にすごいなと私は思いながら見てました。非常に、いろいろな事を聞きたいんだって、もう情熱が出てまして、とても楽しみに見ていました。ただ、前向きな議論をしてもらいたかったんですが、結果としては、違うことが多かったので、非常に残念だったなというのが、私の感想です。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

(発言者なし)

○海老原委員長 それではですね、順番が後先になってしまうんですが、今回、議長から諮問された論点を明確にするための質問通告書様式の検討についてから。これについては、今までの様式で、もう少し細かく書いてもらうのか、それとも今回議長から提案があった改正案で良いのか。こちらを先に決めさせていただいた方が良いのかと思うんですが。それについては如何でしょうか。

○鈴木委員 今まで通りの通告書の形で良いと思うんですが、人によっては質問時間が長い割りに、一行しか書いてなかったり、そういう例があるので、それは個人の努力の問題で、通告を出す時に、もうちょっと細かく書いて下さいというやり取りの元で出されたら如何でしょうかね。通告書の形式を変えちゃうのではなくて。

○吉田（博）委員 それで良いよね。事務局が、議員さん、もっと細かく書いて下さいと言えいいんだ。

○川上事務局次長 質問をされる議員さんの中にですね、これから執行部とやり取りをしながら詳しく決めていくんだと言って、さらっと書いて出していく議員さんがいらっしゃるんです。

○吉田（博）委員 誰だ、それは。

○川上事務局次長 そのような方に、詳しく書いて下さいと言える権利を、事務局に与えていただければ助かります。

○吉田（博）委員 そんな議員は質問をするんじゃないと言ってやれ。

○川上事務局次長 ありがとうございます。

○吉田（博）委員 言ってやれ。

○勝田委員 確認なんです、様式を変えたらというつくば市の資料が細かすぎて、必ずしもこのようにやるという話しではないんですよね。

○篠塚議長 改正案を見てもらうとわかるんですが、質問事項と質問趣旨を別々にしたというのが大きな改正点で、今までは質問事項並びに質問趣旨と書いてあるんで、簡単な形で書けてしまうんですが、事項と趣旨を別々にしたということで、もう少し細かく書いていただくというものです。

○吉田（博）委員 事務局が言うように、提出してから打ち合わせするのが現状なんだ

ろう。書ける訳無いだろうよ。その辺からおかしいんじゃないの。

○勝田委員 今、議長が言ったのはこれですね。

○篠塚議長 改正案の方。こちらを採用していただければと。

○勝田委員 つくば市のは、見ない事にしておきます。

○篠塚議長 他市の実例ということです。土浦らしさというのが、一番、大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

(発言者なし)

○海老原委員長 なければ、まず発言通告書の様式についてお諮りをしたいと思えます。これについては原稿どおりで、改正案か。

○吉田(博)委員 どこが違うの。

○海老原委員長 様式、ちょっと違うよね。

○吉田(博)委員 だって、今までだって質問事項並びに質問趣旨だろうよ。今までと同じだろうよ。

○塚本事務局長 できれば4ページの記入上の注意を入れたい。様式の裏面ですね。記入上の注意・・・。

○吉田(博)委員 それを入れたいと。

○塚本事務局長 はい。ここが一番大きな事で・・・。

○吉田(博)委員 じゃあ、入れたら良いだろう。

○塚本事務局長 要は、こういうものが無かったんですよ。こういうものが無かったので、箇条書きで一文だけみたいのがあったんですが、こういうのを入れたいと。

○鈴木委員 改正案、形は今までと、さほど変わらないんだけど、一行だけ、ぼろっと出すような方が多いので、それを議運の方で、もっと細かく書くようにという記入上の注意を付けたものを出すということですよね。

(「そうです」との声あり)

○鈴木委員 はい。

○吉田(千)副委員長 私も改正案、先程も言ったように、質問の内容は、どうなのかというのが、一番大事なので、時間もありますが、これが大事になってくると思えますので、この改正案の通りで良いと思います。

○吉田(博)委員 そうすると、事務局の所にぼっと持ってきて、議員さん、要旨の部分はって言ったら、今から打ち合わせだからとなったら、それは受け取るのか。受け取れないだろう、それは。

○川上事務局次長 ここで決めていただきたい。

○吉田(博)委員 ここでそうしたら受け取れないだろう。

○川上事務局次長 受け取れません。

○吉田(博)委員 そうだな。

○川上事務局次長 結論をお願いします。

○吉田(博)委員 そういう議員がいるんだ。

○海老原委員長 それでは、現行案か改正案かで・・・。

○吉田（博）委員 改正案で良いだろうよ。

○篠塚議長 注意事項の6番、先程、局長から説明がありましたが、1回目・2回目って区分して書いてあるんですが、鈴木議員からありましたように、ここは削除してということでよろしいでしょうか。

○吉田（千）副委員長 何ページ。

○海老原委員長 資料、違うんじゃないのかな。みんなが持っているやつと。

○吉田（千）副委員長 説明があった部分、入ってない。

○篠塚議長 説明をした方の資料を配布して下さい。

○小野事務局係長 はい。

○海老原委員長 説明の部分、探していたんだけど・・・。

○吉田（千）副委員長 6番の内容が違った。

○塚本事務局長 私どもの方のミスです。すいません。

（「説明した資料配布」との声あり）

○篠塚議長 お配りしたのが説明した資料です。

○海老原委員長 再質問なんて無かったからね。

○吉田（千）副委員長 何を言ってるのか分からなかった。

○吉田（博）委員 これで良いでしょうよ。

○海老原委員長 それでは改正案の通りでよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 そのようにいたします。こちらは判断できたんですが、元に戻りますが、一般質問の持ち時間につきましては、如何いたしましょうか。

○小坂委員 持ち帰ってもらって考えてもらった方が良いと思います。この問題については、簡単に結論が出せるものではないので・・・。

○吉田（博）委員 出せるよ。

○小坂委員 出せないと思います。

○吉田（博）委員 出せる。90分、90分でやれよ。

○海老原委員長 その辺は如何いたしましょうか。

○小坂委員 決をどう採るか。

○吉田（博）委員 外から来てるんじゃない、議員から出てるんだから。それをくみ取ってやらないとダメだろう。

○海老原委員長 それについては、次にするか、持ち帰って。それとも今日決めるか。決めるにしても要望書に書いてありますが、10分延長、20分延長、あるいは一括と同じ90分という選択肢もありますが、如何でしょうか。

（発言者なし）

○海老原委員長 久松議員、柏村議員、柳澤議員からの要望書ですから、これには必ず回答しなくてはならない。次回に継続ということもありますが。

○鈴木委員 これ、議運でやって全協に諮る訳ですよね。だから、ある程度、議運で結

論を出して、全協で、皆さんに諮った方がいいんじゃないですかね。どっちにしたって9月議会では採用しない訳だから。12月を見据えた場合、今日、結論を出しちゃった方が良くと思うんですけど。

○海老原委員長 継続も一つの結論だから。

○勝田委員 継続の場合、なぜ継続なのかですね。継続の理由。

○吉田（博）委員 決を採れよ。

○海老原委員長 如何いたしましょうか。

（発言者なし）

○海老原委員長 では、お諮りしてよろしいでしょうか。延長するにしても60分を70分、80分、90分と、あると思うんですが。

○吉田（千）副委員長 一度決めるとですね、また戻すというのは、そう簡単にできることではありませんので、そういった意味から考えると、現行の方法でやってみて、12月議会で、もう1回、検討するといった形をとらせていただければと。先程の通告を詳しく出すということもありますし、そういったことも含めて、現行の方法を踏襲して、12月議会で検討するということを思っております。

○吉田（博）委員 90分にしてやってみて、やっぱり一問一答の90分は長い、戻そうというのも、それはマイナスじゃないよ。前進的な考え方だよ。やってみて、やってみたら、やっぱり長いと。短くしようというのもいいんじゃないの。

○海老原委員長 それはあると思いますが、ただ今、副委員長から、今回は決めないで、9月定例会に一問一答方式で行う方がいるでしょうから、それを見てですね、第4回定例会の前に判断するというのが副委員長から出されました。ここで決めるか、継続するか。委員会では、継続の声があった時、継続から諮りますよね。

○吉田（博）委員 その前に、最後にね、今回、継続でも良いけれども、90分の一括方式でもって、90分、目一杯使った議員さんっていうのは、最近、いるか。いないよな。60分の一問一答は、ほぼ、残り時間は無いよな。その辺だと思うんだけどな、俺は。

○海老原委員長 継続っていう言葉が良いかどうかはわかりませんが、この要望に関して、次回に結論を出すということに賛成の方・・・。

○鈴木委員 次回って、9月中に議運を開くんですか。

○海老原委員長 第4回の前の議運だよな。近いのは。

○鈴木委員 9月の会期中に議運が開かれた場合は、この議題を乗せるんですか。次回という捉え方。

○吉田（博）委員 それは委員長の考えだよ。

○鈴木委員 議運の次回の捉え方。9月の会期中に議運が開かれれば、そこで結論を出すという意味なのか。その捉え方は。

○海老原委員長 次回というのは、第4回に向けた議運。日程的に、そうだよな。

○川上事務局次長 定例的なものは、そうです。

○海老原委員長 定例ではね。

○小坂委員 それは委員長の判断だと思います。今回の持ち時間については、継続ということで、これ、決を採った方がよろしいと思うんですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは継続の方の挙手をお願いいたします。

(吉田(博)委員以外挙手)

○海老原委員長 それでは、継続とさせていただきます。なお、先程の通告書については、全協で報告いたしますが、第4回定例会からということでもいいんですね。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 それともう1つ、一問一答の持ち時間については、これも全協で言った方が良いのかな。

○川上事務局次長 3名の議員さん、結論がどのようになっているのか知りたいと思うので、報告だけはされた方が良いと思います。

○海老原委員長 継続ということでね。それでは次に進めさせていただきます。協議事項(6)令和元年度第1回議会報告会について、広報広聴委員会の平石副議長からお願いいたします。

○平石副議長 令和元年度第1回議会報告会の開催につきまして報告いたします。11月20日(水)午後2時から、ここ第3委員会室で全議員の出席をお願いいたします。また、それに伴いますリハーサルを11月18日(月)午前9時から、ここ第3委員会室にて開催しますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○海老原委員長 皆様、何か、ございますか。

○塚原委員 場所、ここですか。議員が入ったら・・・。

○平石副議長 前に、ここで1回やっています。50人程度参加していただきました。

○海老原委員長 それでは、皆様、ご協力のほど・・・。

○吉田(博)委員 ちょっと待った。ある雑誌に議会報告会の議員と市民の配置の関係で、議会側がこちらにいて、市民の方がそちらにいう学校方式というのは、対決姿勢だって言うんだよね。セッティング自体が対決姿勢なんだって。だから丸く囲むように、サークルみたいな形にすると、いろいろな意見が出ると書いてあったね。そういうこと、参考にしてみてください。

○平石副議長 貴重な意見、ありがとうございます。

○海老原委員長 平石副議長、その点、よろしくお願いいたします。次に、協議事項(7)広報広聴委員会委員の増員の検討について、事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 まずは、本文を朗読させていただきます。資料はNo.9になります。日頃より、当委員会の活動に対しご協力やご助言をいただいておりますことに大変、感謝申し上げます。さて、当委員会では、改選直後に開催いたしました委員会におきまして、議会報告会や議会報の充実のため、現在8名の委員を9名に増やしてはどうかとの意見が海老原委員から出されました。委員会の定数については、執行部における機構改革に伴い、平成29年4月から常任委員会が1減となり、当時の規定では6名から5名となるところでありました。しかし、常任委員会の数や所管等

を審議していた議会運営委員会におきまして、議会報告会の運営が常任委員会を単位として行われていたことから、議会報告会の運営を充実させるため、各常任委員会の副委員長を入れ、定数を8名にすると決定がなされたものであります。4名減員となった24名による議会体制が、また新メンバーとなった広報広聴委員会の業務もスタートしたばかりで、何名を増員するのが良いのか、またどの委員会からの増員がベストであるのか等、未知数な段階であります。広報広聴委員会の業務をスタートするにあたり、議会運営委員会に検討をお願いするものであります。当委員会としては、海老原委員の提案する1名増員が適当である。なお、補充する委員会としては、常設されている委員会のバランスを見ると、議会運営委員会だけが委員長のみというアンバランスなことを鑑み、副委員長を加えるとの意見が多数を占め、委員会の結論としたところであります。広報広聴委員会の所掌事務は、議会報告会の企画・運営及び意見の整理だけにとどまらず、議会報の編集、議会のホームページや議会放送に関する事など、多岐に渡っておることから、広報広聴委員会として、さらなる飛躍を図ろうというものであり、平成29年に定数を検討していただいた議会運営委員会に、客観的な立場から、再度、適正な委員数の検討を依頼するものであります。なお、増員の結論が出た暁には、会議規則の改正議案の本会議への上程を議会運営委員会をお願いするものであり、参考として、当委員会での結論に基づく改正内容の土浦市議会会議規則新旧対照表、土浦市議会広報広聴委員会規程新旧対照表を添付いたします。この要望書の内容は、委員数を増やすための議案の上程を、議会運営委員会をお願いするという内容のものでございます。要望書の中にもありますが、所掌事務の、どの部分を強化しようとしているのか。そのためには、どれぐらいの人数を増やすべきなのか。また、一名増員するとしても、なぜ議会運営委員会の副委員長なのか、この要望書を見る限り、人数を増やす明確な理由を読み取れませんので、議会運営委員会としましては、これらの点をはっきりさせてからでないと、議案の上程はできかねるものと考えます。常任委員会単位で行っている議会報告会の運営を充実させるという明確な理由があったことから、前回の改正、平成29年度でございますが、委員長だけだったところに副委員長を加え8名にすると議会運営委員会で決定したものでございます。今回、増員という理由を考えるならば、例えば、議会報告会で常任委員会ごとに報告をしていくというスタイルのまま充実を図るということであれば、正副委員長の他に、常任委員会から1名を加え、各常任委員会から計3名をメンバーにするとした方が、議会報告会の充実につながるのではないかと思います。どうしても議会運営副委員長ということに拘るのであれば、議会運営委員会も、他の常任委員会と同様に報告を行っていくとするならば、副委員長がメンバーに加わるのも理にかなったことと思われまふ。委員が9人となれば、常設の委員会としましては、8人で構成する常任委員会を超える本市議会最大の委員会になりますので、本当に、それだけの人数がいないと業務が遂行できないのか、十分に審議していく必要があるのではないかと思います。新体制がスタートして、議会報告会もまだ行っていません。1年間、

現在の体制で業務をこなしていただいてから、どのような形に変えていけば、広報広聴委員会の活動充実になるのか、広報広聴委員会の中で、十分に検討した上で、議会運営委員会に上げて遅くはないのではないかと、事務局では思っております。

○海老原委員長 提案をしたのは私なんですけど、これは、やはり議会運営委員会がですね、今回もいろいろ諮問事項がありましたが、議会運営委員会での重要な事項が増えてきましたので、私としては、広報広聴委員会に副委員長も入れては如何ですかということで、提案をさせていただいたものでございます。皆様、ご意見等ありますか。

○塚原委員 今の委員長の話しなんですけど、議会運営委員会に重要な案件がいっぱい上がってくるので・・・。

○海老原委員長 諮問が・・・。

○塚原委員 諮問等がいっぱいあって、それを広報広聴委員会に、議会報告会にも出すとか、議会だよりに出していくのもそうだと思うんですけど、それが一人増やすと関係があるんですか。業務というか、活動の内容がオーバーしているから一人追加した方が良いと言う事なんです。今の8名で仕事が間に合わないの、一人増やした方が良いのか。先程、次長から話がありましたが、今の8名で、何が足りないのかが、私、ちょっとわからない。確かに大変なのはわかるんですけど。何のために一人増やさなければならないのかわからない。私、理解できていないんですけど。

○海老原委員長 基本的には、諮問が増えてきたので。ということです。前提では。

○塚原委員 諮問が増えた。

○川上事務局次長 その理由では、議運を増やすであって広報広聴委員会を増やす理由にはなっていないですね。

○海老原委員長 いや、議会だよりに掲載する事が増えてくる。議会運営委員会で諮る項目が増えてくるので、それが、今は、あまり議会だよりに反映されていないので、反映する項目が増えるので、それで、今度、広報広聴委員会に議会運営委員会の副委員長を入れた方がいいんじゃないかということです。

○鈴木委員 議運として議会報告会で報告することはないですね。各常任委員会が報告する訳だから、先程、次長が言ったように、各常任委員会から発表する係りの人が入った方が、広報広聴委員会としては機能的じゃないかと思いますね。議運から一人出すよりは。例えば、各委員会から3人ずつで9人ということで、数的には。正副委員長プラス発表者でやっていった方が。発表者も最初から会議に出れるので流れを把握している中での発表になるので。その方がスムーズに進むんじゃないかと思う。

○吉田（博）委員 議運の委員長って入っているのか、広報に。

○海老原委員長 そうそう。

○吉田（博）委員 何でよ。

○海老原委員長 前からだよ。

○吉田（博）委員 入ってるの。

○海老原委員長 はい。

○川上事務局次長 以前は4つの常任委員会と議会運営委員会の委員長と副議長の6名でした。常任委員会が1つなくなったので5名となるところを、ちょっと少ないなということで、議会報告会が常任委員会単位で行われていたことから、常任委員会の副もいれましょうと。

○吉田（博）委員 5人じゃな。人が多い方がいいんじゃないの、広報広聴委員会は。平石副議長が欲しいと言うなら増やしたら良い。

○小坂委員 そうだね。

○塚原委員 増やすのであれば、3つの常任委員会から一人ずつ増やした方がいいんじゃないかと・・・。

○吉田（博）委員 だったら、そうすれば。多くてもいいでしょうよ。常任委員会から三人ずつでいいじゃん。

○川上事務局次長 増えた時には、議会だよりの編集とか、お願いしていいんですよ。

○吉田（博）委員 当然だ。

○小坂委員 そうなんですか。

○川上事務局次長 お願いいたします。

○勝田委員 そうすると10人で会議をするイメージですか。

○海老原委員長 11人だよ。鈴木さんの案では11人。プラス3だから。

○吉田（博）委員 これから議会報告会の進む道は厳しいよ。だから人は多い方が良いでしょう。いろいろな知恵を貰った方がいいよ。

○小坂委員 ということは議運の副委員長プラス各常任委員会から3人ということですか。

○海老原委員長 いや、まずは、この要望書の案を諮ってから・・・。

○吉田（博）委員 よく分からない。

○海老原委員長 議運の副委員長について、如何でしょうかと諮ってからです。

○小坂委員 私は異議なしです。

○海老原委員長 その後ですね、それにプラスで・・・。

○吉田（博）委員 それについては後で考えろよ。終わらないよ。

（「原案通りで」との声あり）

○海老原委員長 それでは原案通りということで・・・。

○篠塚議長 規約改正ですので、これは本会議での議決事件となりますので、その辺の所、よろしくお願いいたします。それから、もう1件、これは委員会の予算にも絡んできますので、補正予算になるのかどうか分かりませんが、そういうことがあることもご理解いただきたいと思います。

○小坂委員 要するに、人は増やすけど補正は無しってということで、今回は、やってもらって、私は良いと思います。

○篠塚議長 補正は無しでいいんですけど、補正が無しということになると、例えば、

委員会で視察に行ってますので、視察の日程も変更が出るということを、ご理解をいただきたい。

○小坂委員 1回にすればいいんですよね。

○篠塚議長 1回しか行けませんけど、8人分、1人6万円分しかありませんので、増員になると補正を組むしかないんです。

○吉田（博）委員 どっちみち組むしかないんだよ。

○海老原委員長 組まないでも良いと言ってたよね。

○川上事務局次長 6万円掛ける8人分で、その金額で足りる所へ視察に行くならば組まないで大丈夫です。

○小坂委員 要するに6万円の8人分の総額で足りるなら、一人増えても、その中でやるのなら、それで良いということですね。

○勝田委員 その場合は補正を組まなくていいんですか。

（「そうだね」との声あり）

○勝田委員 私は、補正は組まない方が良いと思います。

○小坂委員 そうだね。

○勝田委員 次年度以降、増えるなら別ですけど。

○小坂委員 途中からなので、その方が良いと思いますけど。

○吉田（博）委員 補正っていうのは、途中だから組むんだよ。

○小坂委員 もちろん、そうですね。

○海老原委員長 それも、ここで決めて良いのね。補正をするしないも。

○篠塚議長 議運から出していただいて、全協で説明をしていただいて、議場で採決になりますので、規則の改正ですから。それに合わせて、お金の件になってくると思います。

○吉田（博）委員 やらなくて良いよ。

○塚本事務局長 常任委員会から3人ずつの9人・・・。

○海老原委員長 それは、後だよ。まずは、これ。

○吉田（博）委員 副委員長だけだろ。

○海老原委員長 そう。

○小坂委員 とりあえず、それでいいんじゃないですか。

○塚本事務局長 人数の話は出さないんですか。

○小坂委員 とりあえず、いいんじゃないですか。

○海老原委員長 とりあえず、これで。

○塚本事務局長 はい。

○海老原委員長 それでは、事務局、対応をお願いします。この検討依頼があって、1名増ということです。

○塚本事務局長 1名増なんですか。

○海老原委員長 そうそう。それで、お願いします。

（「副委員長だけ入れるんだよ」との声あり）

○海老原委員長 今回の段階ではね。

○小坂委員 その後、また、考えるということです。

○川上事務局次長 今回の定例会に出すということですか。

○海老原委員長 そうそう。

○川上事務局次長 いつから増やすとしますか。公布の日からとか、来月からとか。

○鈴木委員 これ、改正が関わっているからね。そんなに簡単にやっていいのかな。

○小坂委員 そうか。

○海老原委員長 10月からか・・・。

○小坂委員 そうすると、今回やると10月1日からと。そうなんだ。

○海老原委員長 最終日だものね。

○川上事務局次長 最終日、公布の日からもありますが。

○吉田（博）委員 うまく考えてやれよ。

○塚本事務局長 はい。

○海老原委員長 以上で、広報広聴委員会委員の増員の検討については終わらせていただきます。次に、協議事項（８）ＩＣＴ化（ペーパーレス）の検討について、ご協議をお願いします。これは議長からの諮問事項ですので、議長から説明をお願いいたします。

○篠塚議長 ＩＣＴ化、電子機器の取り扱いについて、検討をお願いしたいというものでございます。是非、議運の皆様で先進地に行っていただいて、現状を見ていただいて、土浦市議会として、ＩＣＴ化、どのような方向が良いか、検討をお願いしたいと思います。具体的に、こうしろああしろという話が出まないと、議論が、単にタブレット端末を入れれば良いとかという問題ではないと思いますので、是非、議会運営委員会の方で検討をしていただいて、ＩＣＴ化について検討をしていただきたいと思います。

○海老原委員長 これにつきましては、当然、議会だけではできないので、執行部も含めましての対応になると思います。議長から視察をして・・・。

○吉田（博）委員 タブレットだけじゃダメか。

○篠塚議長 はい。

○海老原委員長 その方向で視察に行くということで。視察の日程は後で。この件について、何かございますか。

（発言者なし）

○海老原委員長 よろしいでしょうか。それではですね、次に協議事項（９）その他に移ります。まず道祖神峠トンネル実現に向けてという資料が配布されておりますので、議長から説明願います。

○篠塚議長 先日、茨城県議会議員の常井議員、戸井田議員がいらっしやいまして、県の議連の方で、このような道祖神峠トンネルの議連を作ったんだと、実際には、この期成同盟は、行政単位で、つくば、土浦と石岡で作っているのがあるんですが、それとは別に作って道祖神峠トンネルを抜いて、笠間、それから水戸、常陸太田へ

つないでいくという県の構想があるので、それと一緒に活動して欲しいということがありました。費用等は発生しないと言う話しでしたが、ご理解をいただいて、その運動に協力をいただきたいということがありましたので、ご報告をさせていただきます。

○海老原委員長 この件について、何かありますか。

(発言者なし)

○海老原委員長 笠間に行く時には、朝日トンネルを抜けて笠間に行く。大変、早くなっただんですが、今までよりは。道祖神峠が・・・。

○篠塚議長 今、お配りした資料をですね、全員協議会で全議員に配布するかを含めて、そのこと、ちょっと、検討願います。

○海老原委員長 今、議長からですね、この資料を、全協の時ですかね。配布して良いかと・・・。

○吉田(博)委員 配布した方が良いでしょう。

○海老原委員長 では、配布するということで、よろしいですね。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 それでは、全協に、この資料を配布させていただきます。その他、何かございますか。

○川上事務局次長 吉田委員から提案があります。

(資料配布)

○川上事務局次長 資料の説明をさせていただきます。吉田委員から、他の市では、1日1委員会の開催を行っているところが多いので、土浦市も取り入れてはどうかと、事前に相談があり、案としてお示しをさせていただくものでございます。この1日1委員会の開催のメリットですが、開催されている委員会以外の議員が、必ず傍聴に入ること、委員会での審議内容を全議員が把握でき、その後の本会議での審議を深いものにできるというものでございます。当然、デメリットとして、会期が延びることになりますが、この1日1委員会の開催というシステムを取り入れている市議会が増えております。資料の第4回定例会の方で、会期末を17日の火曜日から21日の金曜日に変更した案になっております。これは議会運営委員会や、今はないけれども新たに特別委員会が作られた場合には、そのために1日を取らなければならないと思い、会期を延長しております。第3回の方は、会期を延長していませんが、議運の開催や他の特別委員会が設置されている場合は、もっと会期の延長をしなければならないものと思われれます。以上です。

○吉田(博)委員 今日、皆さんに説明するだけで終わりにしたいと思うんですけど、県南でも県北でも、他の県でも、よく知り合いの議員から、吉田、なんで土浦はやってないんだと言われておまして、やはり1日に1つの委員会をやることで、若手の議員さんもそうですけど、要するに、自分の所管以外の委員会で、どういう審議がされているか、どういうふうな決定を、どういうふうな過程でなったのかというのを、傍聴できるんですね。やはり、議員は、ある程度、オールマイティ

一って言いますか、市政全般について、知っておかなければなりません。自分の委員会は知っているけど、他の委員会の事は知らないでは通らないよというのが、今後の議員の活動内容だと思うのね。そういう意味で、今、次長から説明があったように、日にちはちょっと長くなりますけど、3つの委員会、別々の日にやりますからね。ただ、これは、他の委員会を傍聴することによって、大変、勉強になるというのが大きなメリットでありますので、是非、これを、我が土浦市議会も導入していけたらなと考えております。これは議運で決めるんでしょうけど、やはり、一度、会派の皆さんと、よく話し合っていていただいてという時間を設けた方が良いのかなと考えております。以上です。

○海老原委員長 ここに案があるんですが、いずれにしても、第3回定例会は、絶対に無理なんだけど、第4回も決まっているんでできないということだよ。

○川上事務局次長 このような形に変更になりますという案を示しただけですの
で・・・。

○海老原委員長 いや、早くても第4回は無理だよ。

○川上事務局次長 できないことはないと思いますが、吉田委員からありましたように、検討をして欲しいということですので。

○吉田（博）委員 12月議会だってできないことはないよ。

○海老原委員長 はい。これについては検討事項ということで、よろしいですね。

○吉田（博）委員 各会派に持ち帰ってから。他市の事例とかもあったよな。それも含めて全議員に出して下さい。

○海老原委員長 ということは、その資料を全協の時に渡す・・・。

○吉田（博）委員 それでも良い。

○海老原委員長 ということで良いですかね。

（「はい」との声あり）

○海老原委員長 その件については、そのように。その他、ございませんか。

（「なし」との声あり）

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。